

岩手県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

岩手県環境影響評価技術指針（平成11年岩手県告示第19号の3）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1 事業特性（第1条関係）			別表第1 事業特性（第1条関係）		
事業の種類	事業特性		事業の種類	事業特性	
[略]			[略]		
条例別表第4号に掲げる事業	火力発電所の設置及び変更の工事の事業	[略]	条例別表第4号に掲げる事業	火力発電所の設置及び変更の工事の事業	[略]
	送電線路の設置及び変更の工事の事業	[略]		送電線路の設置及び変更の工事の事業	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			備考 改正部分は、下線の部分である。		

別表第2中表の部分を次のように改める。

事業	環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
		大気環境				水環境			その他の環境						動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等		
		大気質	騒音	振動	悪臭	水質	その他	地形及び地質	地盤	土壌	その他												
	影響要因の区分	二酸化窒素等	粉じん等	騒音	振動	悪臭	水の汚れ等	土砂による濁り	地下水位等	重要な地形及び地質	地下水位低下による地盤沈下	土地の安定性	土壌汚染	日照障害	電波障害	反射光	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然の触れ合いの活動の場	廃棄物等に伴う副産物	二酸化炭素等
条例別表第1号に掲げる事業（一般国道、県	工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○												○						
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○												○						
		切土工等又は既存の工作物の除去															○					○	

第 15 号に掲げる事業	実施	時的な影響																						
		建設機械の稼働		○	○	○											○							
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○											○							
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	は工作物の存在							○							○	○	○	○	○			
			施設の稼働			○	○	○	○														○	
			廃棄物等の運搬その他の車両の運行	○		○	○																	
条例別表第 16 号に掲げる事業	実施	工事の時的な影響							○							○						○		
		建設機械の稼働		○	○	○											○							
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○											○							
	土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び土地又は工作物の存在	は工作物の存在							○							○	○	○	○	○			
			施設の稼働			○		○	○														○	
			廃棄物の運搬その他の車両の運行	○		○	○																	
条例別表第 17 号に掲げる事業	実施	工事の造成等の工事による一時的な影響							○							○						○		
		建設機械の稼働		○	○	○																		
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		○	○	○																		
	土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改良）	建築物の存在								○						○	○	○	○	○			
			建築物の利用者の車両の運行	○		○	○																	
			建築物の利用者の車両の運行	○		○	○																	

改正前	改正後
別表第 2 標準項目（第 2 条関係）	別表第 2 参考項目（第 2 条関係）
[略]	[略]
備考 1 [略]	備考 1 [略]
2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。	2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる対象事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 条例別表第 4 号に掲げる事業	(4) 条例別表第 4 号に掲げる事業
ア [略]	ア [略]
	イ 太陽電池発電所
	（ア） 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
	（イ） 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
	（ウ） 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行うこと。
	（エ） 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し、建設された太陽電池発電所を有する。
	（オ） 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
イ [略]	ウ [略]
(5)～(17) [略]	(5)～(17) [略]
3・4 [略]	3・4 [略]
5 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。	5 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキ	(3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキ

サチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（別名MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（別名有機銅）、クロロタロニル（別名TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロロボス（別名DDVP）、フェノブカルブ（別名BPMC）、イプロベンホス（別名IBP）、クロロニトロフェン（別名CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン及びアンチモン

(4) ゴルフ場で使用される農薬又は公共用水域等において検出される農薬の成分
(アセフェート、イソフェンホス、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、カルバリル（別名NAC）、クロルピリホス、ジクロフェンチオン（別名ECP）、チオジカルブ、トリクロロホン（別名DEP）、ピリダフェンチオン、プロフェジン、マラチオン（別名マラソン）、アゾキシストロビン、イプロジオン、イミノクタジン酢酸塩、エディフェンホス（別名EDDP）、エトリジアゾール（別名エクロメゾール）、キャプタン、クロロネブ、トリシクラゾール、トルクロホスメチル、フサライド、フルトラニル、プロピコナゾール、プロベナゾール、ペンシクロン、ホセチル、ポリカーバメート、メタラキシル、メプロニル、アシュラム、エスプロカルブ、ジチオピル、シデュロン、シメトリン、テルブカルブ（別名MBPMC）、トリクロピル、ナプロバミド、ハロスルフロンメチル、ピリプチカルブ、ブタミホス、フラザスルフロン、プレチラクロール、プロモブチド、ベンスリド（別名SAP）、ペンディメタリン、ベンフルラリン（別名ベスロジン）、メコプロップ（別名MCP）、メチルダイムロン、メフェナセツト及びモリネート）

(5) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩素イオン

6 この表において「地下水等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩素イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

別表第3 参考手法（第4条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]			
振動	[略]	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働等工事の実施にあつては、地盤の状況 (2)～(4) [略] 2 [略] 3 調査地域 <u>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある</u>	1 予測の基本的な手法 (1) 自動車の走行、 <u>工</u> 事用資材等の搬出入、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあつては、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するた

サチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（別名MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（別名有機銅）、クロロタロニル（別名TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロロボス（別名DDVP）、フェノブカルブ（別名BPMC）、イプロベンホス（別名IBP）、クロロニトロフェン（別名CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン及びウラン

(4) 生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質のうち、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノール

(5) 平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通知「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」別表に掲げる農薬の成分その他知事が別に定める農薬の成分

(6) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩化物イオン

6 この表において「地下水等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩化物イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。

7 [略]

8 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

9 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

別表第3 参考手法（第4条関係）

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
[略]			
振動	[略]	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働等工事の実施にあつては、地盤の状況（ <u>工</u> 事用資材等の搬出入にあつては、 <u>交通量に係る状況</u> ） (2)～(4) [略] 2 [略] 3 調査地域 (1) <u>工</u> 事用資材等の搬出入にあつては、 <u>工</u> 事用資材等の搬出入に使	1 予測の基本的な手法 (1) 自動車の走行、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行にあつては、振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算又は

		地域	めの式を用いた計算又はその他適切な式を用いた理論計算 (2) [略] 2～4 [略]
		4・5 [略]	

[略]

土砂による水の濁りの濁り	[略]	[略]	1～3 [略] 4 予測対象時期等 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略]
工事の実施	[略]	[略]	
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの供用及び貯水池の存在、浸出液処理水の排出並びに事業場における事業活動		
	[略]		

[略]

地下水位等（地下水の塩素イオン濃度）	[略]	1 調査すべき情報 (1) 地下水の塩素イオン濃度の状況 (2)～(4) [略] 2 [略] 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて第3号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期
--------------------	-----	---	---

[略]

地下水の水位の低下による地盤沈下	[略]		
------------------	-----	--	--

		用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域 (2) その他の場合にあつては、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域	その他適切な式を用いた理論計算 (2) [略] 2～4 [略]
		4・5 [略]	

[略]

土砂による水の濁りの濁り	[略]	[略]	1～3 [略] 4 予測対象時期等 (1)・(2) [略] (3) 地形変化及び施設 の存在にあつては、水の濁りの特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期 (4) [略] (5) [略]
工事の実施	[略]	[略]	
土地又は工作物の存在及び供用	ダムの供用及び貯水池の存在、地形変化及び施設 の存在、浸出液処理水の排出並びに事業場における事業活動		
	[略]		

[略]

地下水位等（地下水の塩化物イオン濃度）	[略]	1 調査すべき情報 (1) 地下水の塩化物イオン濃度の状況 (2)～(4) [略] 2 [略] 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて第3号の調査地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 塩化物イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩化物イオン濃度に係る環境影響が定常状態となる時期
---------------------	-----	---	---

[略]

地下水の水位の低下による地盤沈下	[略]		
土地の	土地又	地形変化及	1 調査すべき情報
			1 予測の基本的な手法

						<p>土地の安定性の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>土地の特性を踏まえて前号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査時期等</p> <p>土地の特性を踏まえて第3号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p> <p>2 予測地域</p> <p>土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、調査地域に準ずる。</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>土地の特性を踏まえて土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
土壌汚染	[略]			土壌汚染	[略]		
	[略]				[略]		
電波障害	[略]			電波障害	[略]		
		反射光	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在		<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>反射光の特性を踏まえて前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>反射光の特性を踏まえて第3号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
動物に	[略]			動物に	[略]		

係る重要な種及び注目すべき生息地				
植物に係る重要な種及び重要な群落	[略]	1 調査すべき情報 (1) 河川又は湖沼にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、 海域にあつては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) [略] 2～5 [略]	[略]	
[略]				
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	1・2 [略] 3 調査地域 <u>対象事業実施区域及びその周辺区域</u> 4・5 [略]	[略]	
廃棄物	[略]	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生、施設の稼働、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の存在	[略]
			1 予測の基本的な手法 廃棄物の発生、施設の稼働、工場及び事業場における事業活動又は建築物の供用に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握 2 [略] 3 予測対象時期等 (1) [略] (2) [略]	
[略]				

備考1・2 [略]

3 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。

(1)・(2) [略]

係る重要な種及び注目すべき生息地				
植物に係る重要な種及び重要な群落	[略]	1 調査すべき情報 (1) 河川又は湖沼にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、 海域にあつては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況。 (<u>条例別表第4号に掲げる事業にあつては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</u>) (2) [略] 2～5 [略]	[略]	
[略]				
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	[略]	1・2 [略] 3 調査地域 (1) <u>工事用資材等の搬出入にあつては、工事用資材等の搬入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</u> (2) <u>その他の場合にあつては、対象事業実施区域及びその周辺区域</u> 4・5 [略]	[略]	
廃棄物	[略]	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在、廃棄物の発生、施設の稼働、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の存在	[略]
			1 予測の基本的な手法 <u>地形改変及び施設の存在に伴い発生する産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握並びに適切な処理及び処分の方策の把握並びに廃棄物の発生、施設の稼働、工場及び事業場における事業活動又は建築物の供用に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握</u> 2 [略] 3 予測対象時期等 (1) <u>地形改変及び施設の存在にあつては、事業の終了時</u> (2) [略] (3) [略]	
[略]				

備考1・2 [略]

3 この表において「水の汚れ等」とは、次に掲げる物質等のうち、事業特性及び地域特性を勘案して選択した物質等をいう。

(1)・(2) [略]

(3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (別名MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (別名有機銅)、クロロタロニル (別名TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (別名DDVP)、フェノブカルブ (別名BPMC)、イプロベンホス (別名IBP)、クロロニトロフェン (別名CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン及びアンチモン

(4) ゴルフ場で使用される農薬又は公共用水域等において検出される農薬の成分
(アセフェート、イソフェンホス、イミダクロプリド、エトフェンプロックス、カルバリル (別名NAC)、クロルピリホス、ジクロフェンチオン (別名ECP)、チオジカルブ、トリクロロン (別名DEP)、ピリダフェンチオン、プロフェジン、マラチオン (別名マラソン)、アゾキシストロビン、イプロジオン、イミノクタジン酢酸塩、エディフェンホス (別名EDDP)、エトリジアゾール (別名エクロメゾール)、キャプタン、クロロネブ、トリシクラゾール、トルクロホスメチル、フサライド、フルトラニル、プロピコナゾール、プロベナゾール、ペンシクロン、ホセチル、ポリカーバメート、メタラキシル、メプロニル、アシュラム、エスプロカルブ、ジチオピル、シデュロン、シメトリン、テルブカルブ (別名MBPMC)、トリクロピル、ナプロパミド、ハロスルフロンメチル、ピリブチカルブ、ブタミホス、フラザスルフロン、プレチラクロール、プロモブチド、ベンスリド (別名SAP)、ベンディメタリン、ベンフルラリン (別名ベスロジン)、メコプロップ (別名MCP)、メチルダイムロン、メフェナセツト及びモリネート)

(5) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩素イオン

4 この表において「地下水位等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩素イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

(3) 人の健康の保護に関連する物質のうち、クロロホルム、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (別名MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅 (別名有機銅)、クロロタロニル (別名TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (別名DDVP)、フェノブカルブ (別名BPMC)、イプロベンホス (別名IBP)、クロロニトロフェン (別名CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン及びウラン

(4) 生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質のうち、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2, 4-ジクロロフェノール

(5) 平成6年4月15日環水土第86号環境庁水質保全局長通知「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」別表に掲げる農薬の成分その他知事が別に定める農薬の成分

(6) 河川、湖沼及び海域の水温又は塩化物イオン

4 この表において「地下水位等」とは、地下水の水位、地下水の流れ、塩化物イオン濃度、底質、流向及び流速をいう。

5 [略]

6 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

7 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。